



平成 28 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ローソン  
代表者名 代表取締役 会長CEO 玉塚 元一  
(コード番号：2651 東証第一部)  
問合せ先 理事執行役員 財務経理本部長 高西 朋貴  
(TEL. 03-5435-2773)

(変更) 株式会社ポプラとの山陰地区事業における共同運営会社の設立のための  
会社分割契約の承認のお知らせ

株式会社ローソン（以下「当社」といいます。）は、平成28年9月6日（火）付で公表いたしました「株式会社ポプラとの山陰地区事業における共同運営会社の設立のための会社分割契約の承認のお知らせ」について、一部開示内容の変更が発生いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付して表示しております。

(変更前)

1. 会社分割の目的

2016年8月4日に開示した「株式会社ポプラとの山陰地区事業に係る共同運営契約締結のお知らせ」にありますように、当社は同日付でポプラと山陰地区におけるコンビニエンスストア事業の共同運営を推進するため、山陰地区事業に係る共同運営契約（以下「締結済契約」といいます。）を締結しました。

山陰地区では少子高齢化や核家族化の進行による社会環境が大きく変化しつつある中、ポプラと当社は、2014年12月8日に資本業務提携契約を締結し、原材料、商品等の共同仕入れ、物流インフラの相互活用等の取組みを推進して参りました。さらに2015年9月18日に店舗レベルでの業務提携について基本合意書を締結したのち、2015年11月にはポプラの100%子会社であるポプラ・プロジェクトが「ローソン・ポプラ」ブランドを掲げる2店舗（以下、「先行2店舗」）の運営を開始し、新設ブランドの実験成果が確認されました。

このような背景のもと、「ローソン・ポプラ」ブランド店舗の本格的展開に向けて、山陰地区におけるポプラのコンビニエンスストア事業に関する権利義務等の一部を当社及び当社子会社に承継し、山陰地区でのコンビニエンス事業の共同運営をさらに推進致します。

ポプラと当社は、両社の共同出資によるローソン山陰を設立し、2016年11月より、現在、山陰エリアでポプラ店舗を運営している加盟店及び直営店のうち、「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を実施する54店舗と、ローソン鳥取支店・島根支店が運営するローソン235店舗の合計289店舗を併せて運営するエリアフランチャイズ事業を開始し、両社の持っている強みを相互に活用して地域に根ざし、地域のお客様に親しまれる店舗運営により一層取り組みます。

2. 会社分割の要旨

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本会社分割①

承継会社であるローソン山陰は、分割会社である当社の完全子会社であるため、金銭等の交付は行いません。

本会社分割②

承継会社である当社は、分割会社であるポプラに対して現金676百万円を交付する予定です

本会社分割③

承継会社であるローソン山陰は、分割会社であるポプラに対してローソン山陰の普通株式 4,183 株（本  
会社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 29.28%）を交付する予定です。

#### 本会社分割④

承継会社であるローソン山陰は、分割会社であるポプラ・プロジェクトに対して普通株式 102 株（本  
会社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.71%）を交付する予定です。

### 5. 承継する事業部門の概要

#### (1) 承継する部門の事業内容

本会社分割① ローソンから承継する 235 店舗に係るコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利  
義務

本会社分割② ポプラから承継する 52 店舗及び先行 2 店舗に係る店舗不動産の所有権及び賃貸借契約、  
同賃貸借契約に係る敷金返還請求権（建設協力金等の差入保証金返還請求権）並びにポプ  
ラ承継店舗の一部に係る転貸借契約に係る敷金返還債務

本会社分割③ ポプラから承継する 52 店舗に係るコンビニエンスストア事業の一部

本会社分割④ ポプラプロジェクトから承継する先行2店舗に係るコンビニエンスストア事業

（変更後）

#### 1. 会社分割の目的

2016 年 8 月 4 日に開示した「株式会社ポプラとの山陰地区事業に係る共同運営契約締結のお知らせ」に  
ありますように、当社は同日付でポプラと山陰地区におけるコンビニエンスストア事業の共同運営を推進する  
ため、山陰地区事業に係る共同運営契約（以下「締結済契約」といいます。）を締結しました。

山陰地区では少子高齢化や核家族化の進行による社会環境が大きく変化しつつある中、ポプラと当社は、  
2014 年 12 月 8 日に資本業務提携契約を締結し、原材料、商品等の共同仕入れ、物流インフラの相互活用等の  
取組みを推進して参りました。さらに 2015 年 9 月 18 日に店舗レベルでの業務提携について基本合意書を締結  
したのち、2015 年 11 月にはポプラの 100%子会社であるポプラ・プロジェクトが「ローソン・ポプラ」ブラン  
ドを掲げる 2 店舗（以下、「先行 2 店舗」）の運営を開始し、新設ブランドの実験成果が確認されました。

このような背景のもと、「ローソン・ポプラ」ブランド店舗の本格的展開に向けて、山陰地区におけるポプ  
ラのコンビニエンスストア事業に関する権利義務等の一部を当社及び当社子会社に承継し、山陰地区でのコン  
ビニエンス事業の共同運営をさらに推進致します。

ポプラと当社は、両社の共同出資によるローソン山陰を設立し、2016 年 11 月より、現在、山陰エリアでポ  
プラ店舗を運営している加盟店及び直営店のうち、「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を実施する 51 店舗  
と、ローソン鳥取支店・島根支店が運営するローソン 235 店舗の合計 286 店舗を併せて運営するエリアフラン  
チャイズ事業を開始し、両社の持っている強みを相互に活用して地域に根ざし、地域のお客様に親しまれる店  
舗運営により一層取り組みます。

#### 2. 会社分割の要旨

#### (3) 会社分割に係る割当ての内容

##### 本会社分割①

承継会社であるローソン山陰は、分割会社である当社の完全子会社であるため、金銭等の交付は行いま  
せん。

##### 本会社分割②

承継会社である当社は、分割会社であるポプラに対して現金 663 百万円を交付する予定です

##### 本会社分割③

承継会社であるローソン山陰は、分割会社であるポプラに対してローソン山陰の普通株式 4,140 株（本  
会社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 29.06%）を交付する予定です。

##### 本会社分割④

承継会社であるローソン山陰は、分割会社であるポプラ・プロジェクトに対して普通株式 102 株（本会

社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 0.71%) を交付する予定です。

## 5. 承継する事業部門の概要

### (1) 承継する部門の事業内容

本会社分割① ローソンから承継する 235 店舗に係るコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利義務

本会社分割② ポプラから承継する 51 店舗及び先行 2 店舗に係る店舗不動産の所有権及び賃貸借契約、同賃貸借契約に係る敷金返還請求権（建設協力金等の差入保証金返還請求権）並びにポプラ承継店舗の一部に係る転貸借契約に係る敷金返還債務

本会社分割③ ポプラから承継する 51 店舗に係るコンビニエンスストア事業の一部

本会社分割④ ポプラプロジェクトから承継する先行 2 店舗に係るコンビニエンスストア事業

以上